（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税の対象となる仮設建築物の範囲）

第三十一条の四　法第四十条の四に規定する政令で定める仮設建築物は、次に掲げる要件の全てを満たす仮設建築物とする。

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項に規定する特定地域の市町村からの要請に基づき、当該市町村が所有する土地又は当該市町村が借り受けた土地の上に建築されたものであること。

二　前号の市町村に対し無償で貸し付けられること及び建築後一年以内に当該市町村に無償で譲渡されることが予定されていること。

第三十二条第一項中「法人税法第二条第十二号の二に規定する」を削り、同条第二項第三号中「法人税法第二条第十二号に規定する」、「（次号において「合併法人」という。）」、「同条第十二号の三に規定する」及び「（次号において「分割承継法人」という。）」を削る。

第五章中第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税）

第三十二条の三　法第四十一条の三に規定する政令で定める被災者は、被災建物（同条第一号に掲げる場合における同号イからホまでに掲げる建物又は同条第二号に掲げる場合における同号イからニまでに掲げる建物をいう。以下この項及び次項第二号において「被災建物」という。）を使用していた者であることにつき、当該被災建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者（当該証明を受けた者が同条第一号ハの代表取締役その他の政令で定める者、同号ニの株主名簿管理人その他の政令で定める者若しくは同号ホの会計参与又は同条第二号ハ若しくはニの支配人である場合にあっては、これらの者に係る法人又は支配人の登記をしていた商人（個人に限る。）とする。

2　法第四十一条の三に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　東日本大震災の前項に規定する被災者が個人であって同項の証明を受けた後に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二　東日本大震災の前項に規定する被災者が個人であって同項の証明を受ける前に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であって、当該被災者が使用していた建物が被災建物であることにつき当該被災建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

3　法第四十一条の三第一号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社（次項第六号及び第五項において「外国会社」という。）

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社（次項第五号において「相互会社」という。）又は同条第十項に規定する外国相互会社（次項第六号において「外国相互会社」という。）

三　一般社団法人又は一般財団法人

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（次項第八号において「特定目的会社」という。）

五　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（次項第九号において「投資法人」という。）

4　法第四十一条の三第一号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　株式会社　代表取締役、代表執行役、会社法第百二十三条に規定する株主名簿管理人（次項において「株主名簿管理人」という。）又は支配人

二　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社　取締役、監査役又は支配人

三　合名会社又は合資会社　社員若しくは当該社員の職務を行うべき者又は支配人

四　合同会社　合同会社を代表する社員若しくは当該社員の職務を行うべき者又は支配人

五　相互会社　代表取締役、代表執行役又は支配人

六　外国会社又は外国相互会社　日本における前各号に掲げる法人と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、当該各号に定める者と同種又は類似の者及び日本における代表者

七　一般社団法人又は一般財団法人　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二十一条第一項又は第百六十二条第一項に規定する代表理事

八　特定目的会社　取締役、監査役、支配人又は資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号に規定する特定社員名簿管理人（次項において「特定社員名簿管理人」という。）

九　投資法人　執行役員又は投資信託及び投資法人に関する法律第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人（次項において「投資主名簿等管理人」という。）

5　法第四十一条の三第一号ニに規定する政令で定める者は、株主名簿管理人（外国会社にあっては、これと同種又は類似の者）、特定社員名簿管理人又は投資主名簿等管理人とする。

第三十九条第一項、第二項及び第四項中「第四十九条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十八条中「第四十九条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十七条の見出しを「（東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）」に改め、同条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に、「東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けた者」を「法第四十九条第一項第一号に規定する滅失等建物若しくは同項第二号に規定する損壊建物（以下この条において「滅失等建物等」という。）又は同項第一号に規定する対象区域内建物（以下この条において「対象区域内建物」という。）の所有者」に、「当該建物」を「当該滅失等建物等又は対象区域内建物」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「被害を受けた建物」を「滅失等建物等又は対象区域内建物」に改め、「分割法人」の下に「（次条第一項及び第四十一条第一項において「分割法人」という。）」を加え、同条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「この項」の下に「、次条第二項及び第四十一条第二項」を加え、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に、「東日本大震災により当該被災者の所有する建物に被害を受けた」を「当該被災者が滅失等建物等又は対象区域内建物の所有者であった」に、「当該建物」を「当該滅失等建物等又は対象区域内建物」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「東日本大震災により被害を受けた建物」を「滅失等建物等若しくは対象区域内建物」に改め、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に、「同項第一号に規定する滅失等建物又は同項第二号に規定する損壊建物」を「滅失等建物等又は対象区域内建物」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同条第四項中「第四十八条第一項第三号」を「第四十九条第一項第三号」に、「又は損壊」を「若しくは損壊の直前又は対象区域内建物の警戒区域設定指示等が行われた日」に、「滅失等建物に」を「滅失等建物又は対象区域内建物に」に改め、第六章中同条を第三十九条とし、同章中同条の次に次の二条を加える。

（東日本大震災の被災者が作成する代替農用地の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第四十条　法第五十条第一項に規定する政令で定める被災者は、次に掲げる者とする。

一　東日本大震災によりその所有する農用地（法第五十条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることにつき、当該農用地の所在地の農業委員会から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）

二　法第五十条第一項第一号に規定する対象区域内農用地（以下この条において「対象区域内農用地」という。）の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）